

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第4号

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（平成18年総社市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改め，改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には，当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係） 初任給基準表 （1）一般職員			別表第2（第3条関係） 初任給基準表 （1）一般職員		
職種	学歴免許等	号給（初任給）	職種	学歴免許等	号給（初任給）
他の給料表の適用を受けない全ての職員	高等学校卒	<u>1級10号給</u>	他の給料表の適用を受けない全ての職員	高等学校卒	<u>1級9号給</u>
	短期大学卒	<u>1級18号給</u>		短期大学卒	<u>1級17号給</u>
	大学卒	<u>1級30号給</u>		大学卒	<u>1級29号給</u>
備考 略 （2）保育・教育職員			備考 略 （2）保育・教育職員		
職種	学歴免許等の資格	号給（初任給）	職種	学歴免許等の資格	号給（初任給）
保育士	大学卒又は短期大学卒の者であって，保育士登録証を所有しているもの	1級10号給	教諭，保育教諭，保育士，講師，養護教諭，助教諭	短期大学卒	1級9号給
			教諭，保育教諭，保育士，講師，養護教諭，助教諭	短期大学卒の者であって，二種普通免許状を所有しているもの	短期大学卒（2級普通免許状所有者）
				大学卒（1級普通免許状所有者）	2級9号給

改正後			改正前		
	大学卒又は短期大学卒の者であって、一種普通免許状を所有しているもの	2級10号給			

附 則  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。